

# 大分県報

平成三十一年  
号外（四）  
一月三十一日

（木曜日）

## 目次

### 規則

大分県契約事務規則の一部改正……………一

### 〇規則

大分県契約事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年一月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県規則第三号

#### 大分県契約事務規則の一部を改正する規則

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「いう。」の下に「又は経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の附属書十第二編第B節5(b)に掲げるサービス」を加える。

第五十五条第三号中「供給する水」の下に「又は同条第六項に規定する専用水道の設置者が供給する水」を加える。

第五十六条中第十六号を第十七号とし、同条第十五号中「文書等配送業務」を「文書等集配業務」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十四号の次に次の一号を加える。

十五 動物の愛護及び管理並びに狂犬病予防に関する業務を委託する契約

第五十七条第二項中「第十六号」を「第十七号」に改める。

#### 附則

この規則中第二条の改正規定は平成三十一年二月一日から、その他の規定は公布の日から施行する。

平成三十一年一月三十一日

大分県報号外（規則）